

5 EDIFACT 電文（海上貨物・入出港関連）の運用方法について

5.1 積荷目録情報の訂正について

(1) 積荷目録提出（DMF）前の訂正

- ①「積荷目録情報訂正（積荷目録提出前）（CMF01）」業務で行う。
- ②シングル B/L 電文はシングルメッセージ、マルチメッセージの両方で訂正が可能であり、マルチ B/L 電文はシングルメッセージのみでの訂正が可能である。

付表 14-5-1 積荷目録提出（DMF）前の訂正方法

	シングルメッセージで送信	マルチメッセージで送信
シングル B/L の訂正電文	○	○
マルチ B/L の訂正電文	○	×

「積荷目録情報登録（MFR）」業務により、マルチ B/L 電文で登録した積荷目録情報の訂正例を以下に示す。

例 1）シングル B/L 電文での訂正

(1) キー項目の場合

- ①「積荷目録情報訂正（CMF01）」業務により、誤りのある B/L 情報、コンテナ情報を削除する。（Message function： 1 = Cancellation）
- ②「積荷目録情報登録（MFR）」業務により、正しい B/L 情報、コンテナ情報を登録する。（シングルメッセージ、マルチメッセージの両方で可能）
（Message function： 9 = Original）

（付図 14-5-1 参照）

(2) キー項目以外の場合

- ①「積荷目録情報訂正（CMF01）」業務により、正しい B/L 情報、コンテナ情報を訂正する。（シングルメッセージ、マルチメッセージの両方で可能）
（Message function： 5 = Replace）

（付図 14-5-2 参照）

例 2）マルチ B/L 電文での訂正

(1) キー項目の場合

- ①「積荷目録情報訂正（CMF01）」業務により、「積荷目録情報登録（MFR）」業務で登録した全ての B/L 情報、コンテナ情報を削除する。
（Message function： 1 = Cancellation）
- ②「積荷目録情報登録（MFR）」業務により、正しい B/L 情報、コンテナ情報を登録する。（シングルメッセージのみ可能）
（Message function： 9 = Original）

（付図 14-5-3 参照）

(2) キー項目以外の場合

- ①「積荷目録情報訂正（CMF01）」業務により、「積荷目録情報登録（MFR）」業務で登録した全ての B/L 情報、コンテナ情報を正しい情報で訂正する。（シングルメッセージのみ可能）
（Message function： 5 = Replace）

（付図 14-5-4 参照）

(注) 積荷目録情報におけるキー項目：「船舶コード」、「船会社コード」、
「船卸港コード」、「船卸港枝番」、
「コンテナオペレーション会社コード」、
「B/L 番号」、「コンテナ番号」

積荷目録提出 (DMF) 前の訂正については下記の表にまとめる。

付表 14-5-2 積荷目録提出 (DMF) 前のキー項目有無による訂正可否

キー項目	シングルメッセージで送信		マルチメッセージで送信	
	有り	無し	有り	無し
シングル B/L の訂正電文	○	○	○	○
マルチ B/L の訂正電文	○	○	×	×

(2) 積荷目録提出 (DMF) 後の訂正

- ① 「積荷目録情報訂正 (積荷目録提出後) (CMF02)」業務で行う。
- ② シングル B/L 電文はシングルメッセージ、マルチメッセージの両方で訂正が可能である。
- ③ マルチ B/L 電文はシングルメッセージ、マルチメッセージ共に訂正が不可である。

付表 14-5-3 積荷目録提出 (DMF) 後の訂正方法

	シングルメッセージで送信	マルチメッセージで送信
シングル B/L の訂正電文	○	○
マルチ B/L の訂正電文	×	×

「積荷目録情報登録 (MFR)」業務により、マルチ B/L 電文で登録した積荷目録情報の訂正例を以下に示す。

例 1) シングル B/L 電文での訂正

(1) キー項目の場合

- ① 「積荷目録情報訂正 (積荷目録提出後) (CMF02)」業務により、誤りのある B/L 情報、コンテナ情報を削除する。
(Message function: 1 = Cancellation)
- ② 「積荷目録情報登録 (積荷目録提出後) (CMF02)」業務により、正しい B/L 情報、コンテナ情報を登録する。(シングルメッセージ、マルチメッセージの両方で可能) (Message function: 9 = Original)

(付図 14-5-1 参照)

(2) キー項目以外の場合

- ① 「積荷目録情報訂正 (積荷目録提出後) (CMF02)」業務により、正しい B/L 情報、コンテナ情報を訂正する。(シングルメッセージ、マルチメッセージの両方で可能)
(Message function: 5 = Replace)

(付図 14-5-2 参照)

積荷目録提出（DMF）後の訂正については下記の表にまとめる。

付表 14-5-4 積荷目録提出（DMF）後のキー項目有無による訂正可否

キー項目	シングルメッセージで送信		マルチメッセージで送信	
	有り	無し	有り	無し
シングル B/L の訂正電文	○	○	○	○
マルチ B/L の訂正電文	×	×	×	×

5.2 船舶運航情報（VTX01）の登録・訂正について

(1) 船舶運航情報（VTX01）の登録

「船舶運航情報登録（VTX01）」業務は CUSREP メッセージを使用する。
1 CUSREP メッセージ＝1 航海分の情報の格納となる。

（付図 14-5-5 参照）

（注）NACCS において「1 航海」とは、本邦の港に入港（または資格外変）後、本邦内の港から外国の港に向けて出港（または資格内変）するまでをいう。

(2) 船舶運航情報の訂正（全情報の訂正）

すでにシステムに登録されている船舶運航情報を「船舶運航情報登録（VTX01）」業務により、正しい船舶運航情報に訂正する。また、全情報の訂正業務により、本邦寄港地情報の追加を行うことができる。

（付図 14-5-6 参照）

(3) 船舶運航情報の訂正（単一港の訂正）

単一港の訂正を行う場合、「運航情報制限無し」と「運航情報制限有り」の2通りの方法がある。

① 運航情報制限無しの場合

「船舶運航情報登録（VTX01）」業務で登録した本邦寄港地情報のうち単一港の情報と、共通情報、外国寄港地情報を訂正する。

② 運航情報制限有りの場合

「船舶運航情報登録（VTX01）」業務で登録した本邦寄港地情報のうち単一港の情報を訂正する。（共通情報、外国寄港地情報の訂正は不可）

（付図 14-5-7 参照）

5.3 A C L情報登録（ACL）の登録・訂正について

「A C L情報登録（ACL）」業務には、「A C L情報登録（コンテナ船用）（ACL01）」業務、「A C L情報登録（在来船・自動車船用）（ACL02）」業務がある。「A C L情報登録（コンテナ船用）（ACL01）」業務では、コンテナ船本情報、記号番号情報、品名情報の登録・変更業務を行うことができる。「A C L情報登録（在来船・自動車船用）（ACL02）」業務では、在来船・自動車船本情報、記号番号情報、品名情報、車台番号等情報の登録・訂正業務を行うことができる。

（付図 14-5-8 参照）

それぞれの業務における業務コード、出力情報コードの関係は EDIFACT 対応業務サブセット名一覧（付録 14-4）を参照のこと。

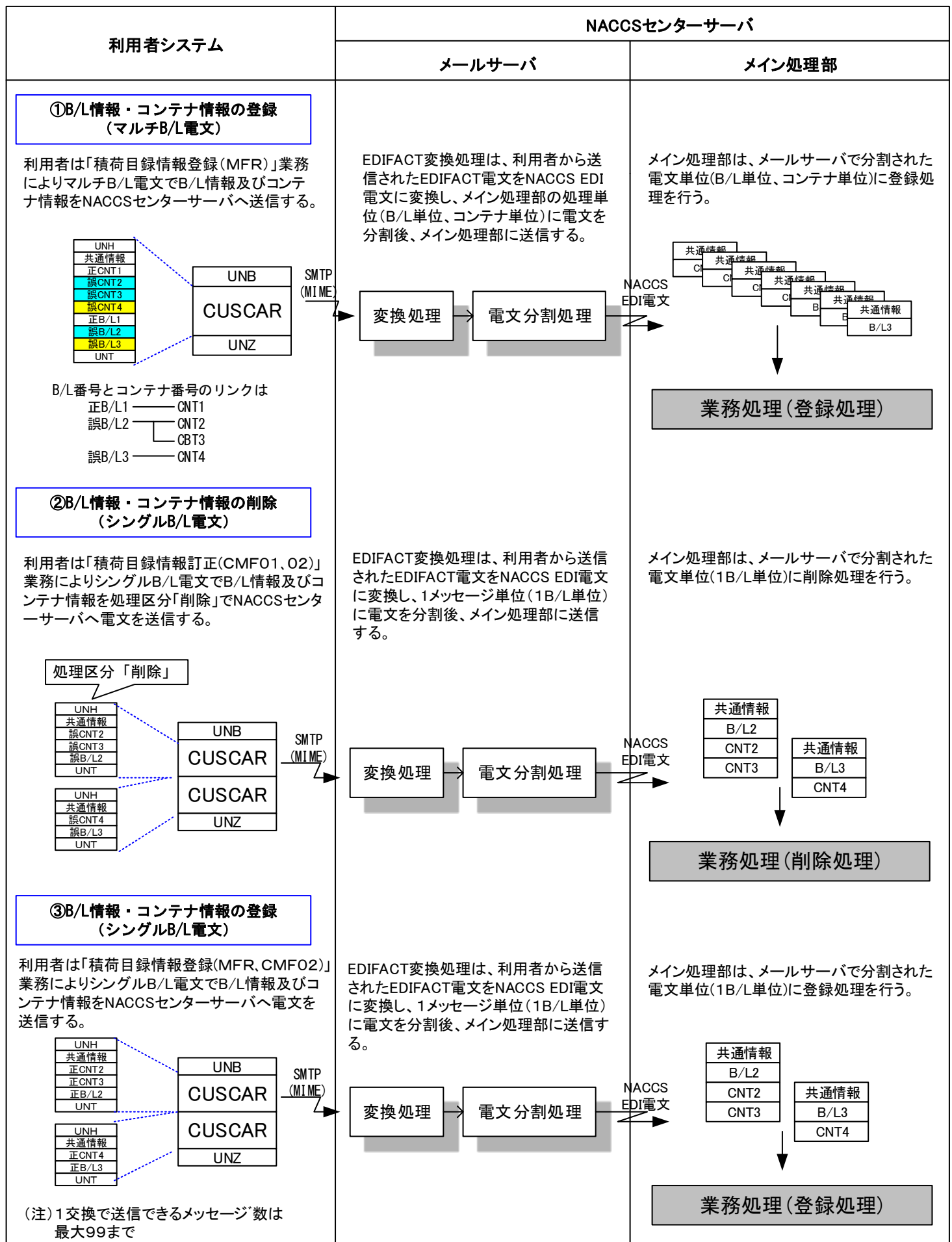
5.4 入港前統一申請（VPX）、入港届等（VIX）、出港届等（VOX）の電文構成について

「入港前統一申請（VPX）」業務、「入港届等（VIX）」業務、「出港届等（VOX）」業務の EDIFACT 電文の相違については以下の表の通りとなる。

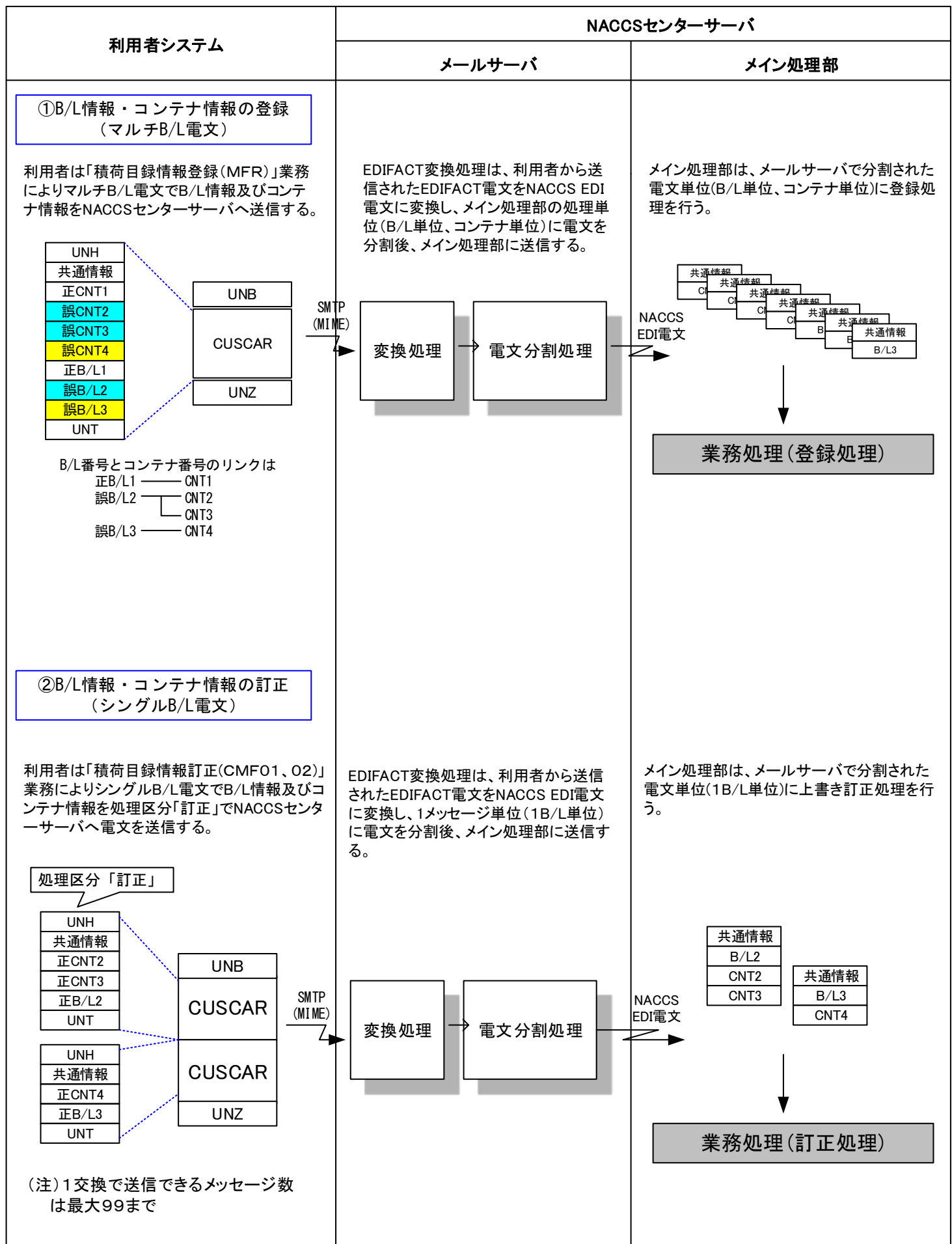
付表 14-5-5 VPX, VIX, VOX の電文構成の相違

情報名	入港情報	出港情報	入港通報情報	検疫通報情報	明告書情報	事前通報情報	航路情報	船舶保安情報	陸揚貨物情報	荷役・危険物情報
入港前統一申請（VPX）	—	—	○	○	—	○	○	○	○	○
入港届等（VIX）	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—
出港届等（VOX）	—	○	—	—	—	○	○	—	—	○
マッピングの位置	SG8	SG8	SG8	SG8	SG8	SG8	SG8	SG8	SG8	SG8
識別子	20	20	20	QIF	MDH	HMI	MTI	CGI	LDC	DGI

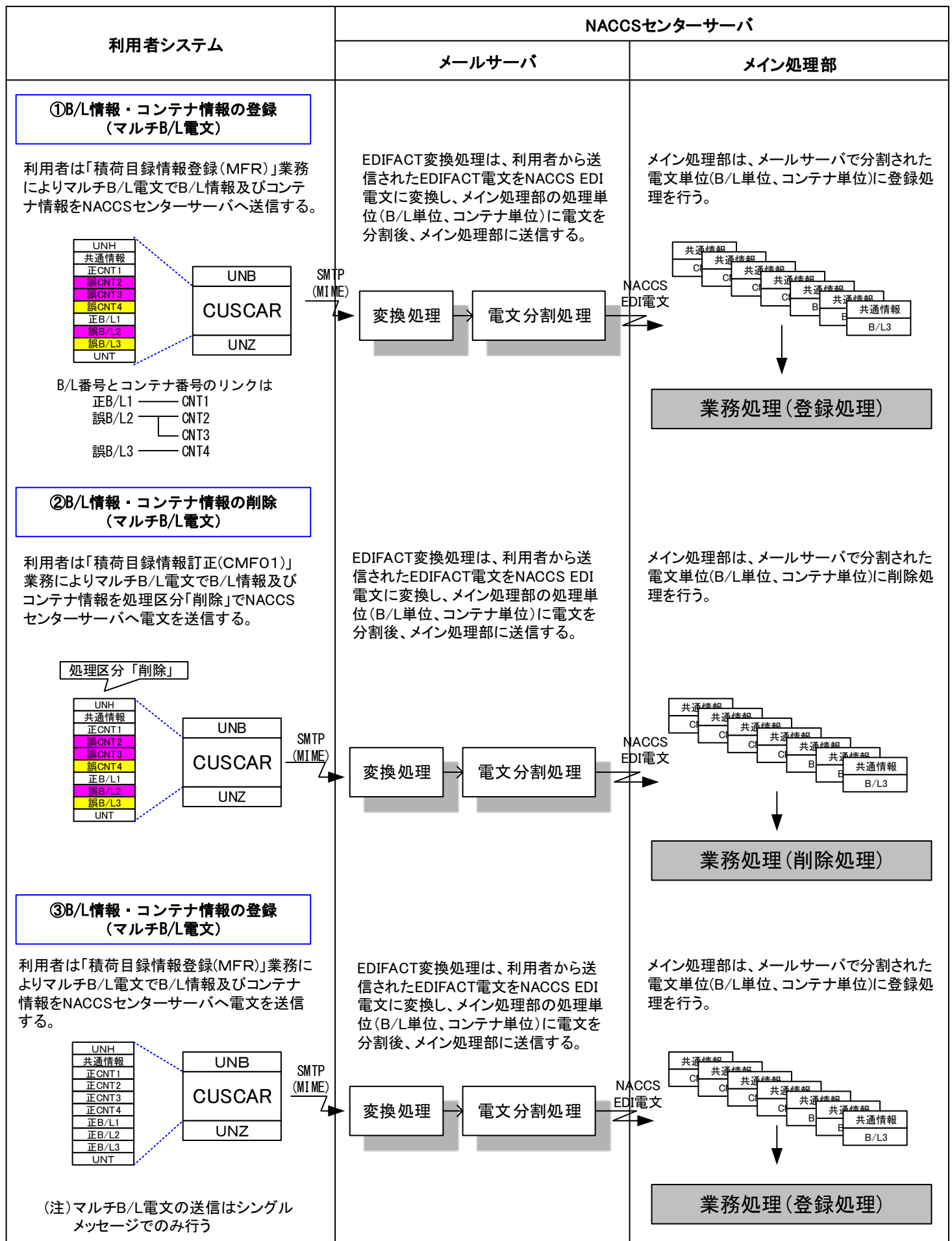
マルチB/L電文で登録した積荷目録情報について シングルB/L電文での訂正方法(キー項目の場合)



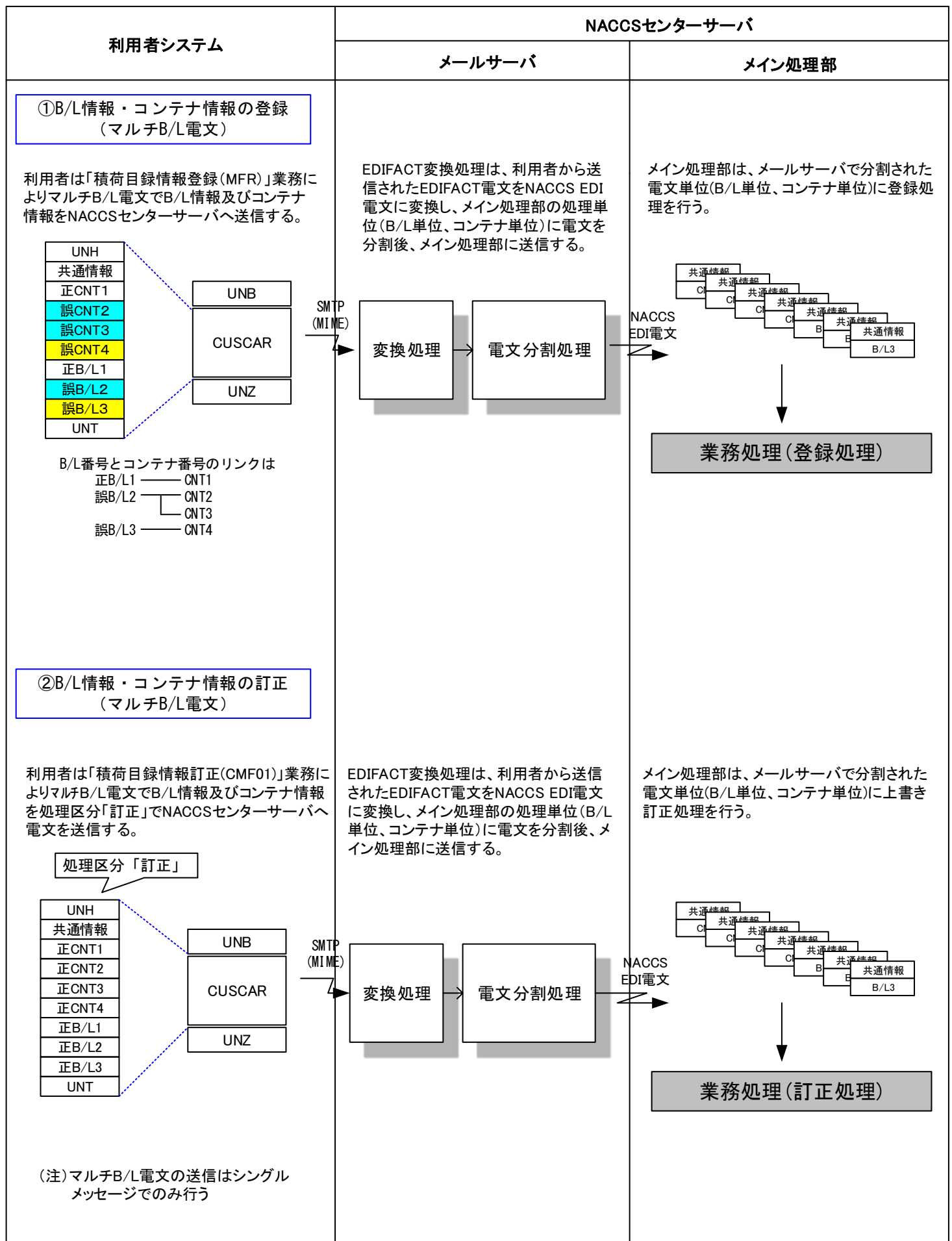
マルチB/L電文で登録した積荷目録情報について シングルB/L電文での訂正方法(キー項目以外の場合)



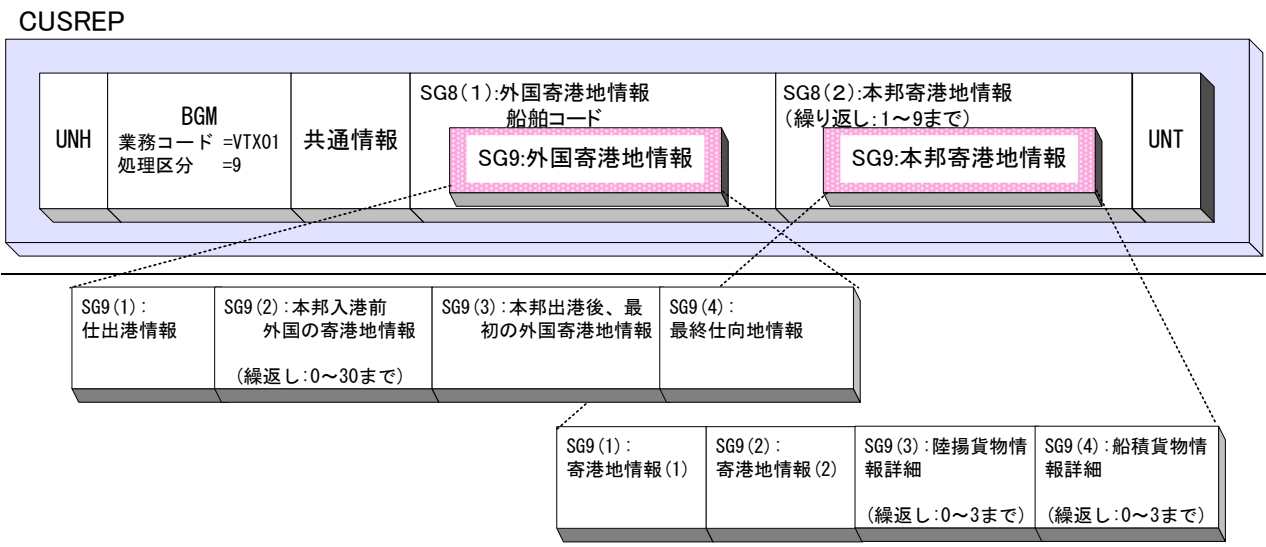
マルチB/L電文で登録した積荷目録情報について マルチB/L電文での訂正方法(キー項目の場合)



マルチB/L電文で登録した積荷目録情報について マルチB/L電文での訂正方法(キー項目以外の場合)



船舶運航情報登録の EDIFACT 電文

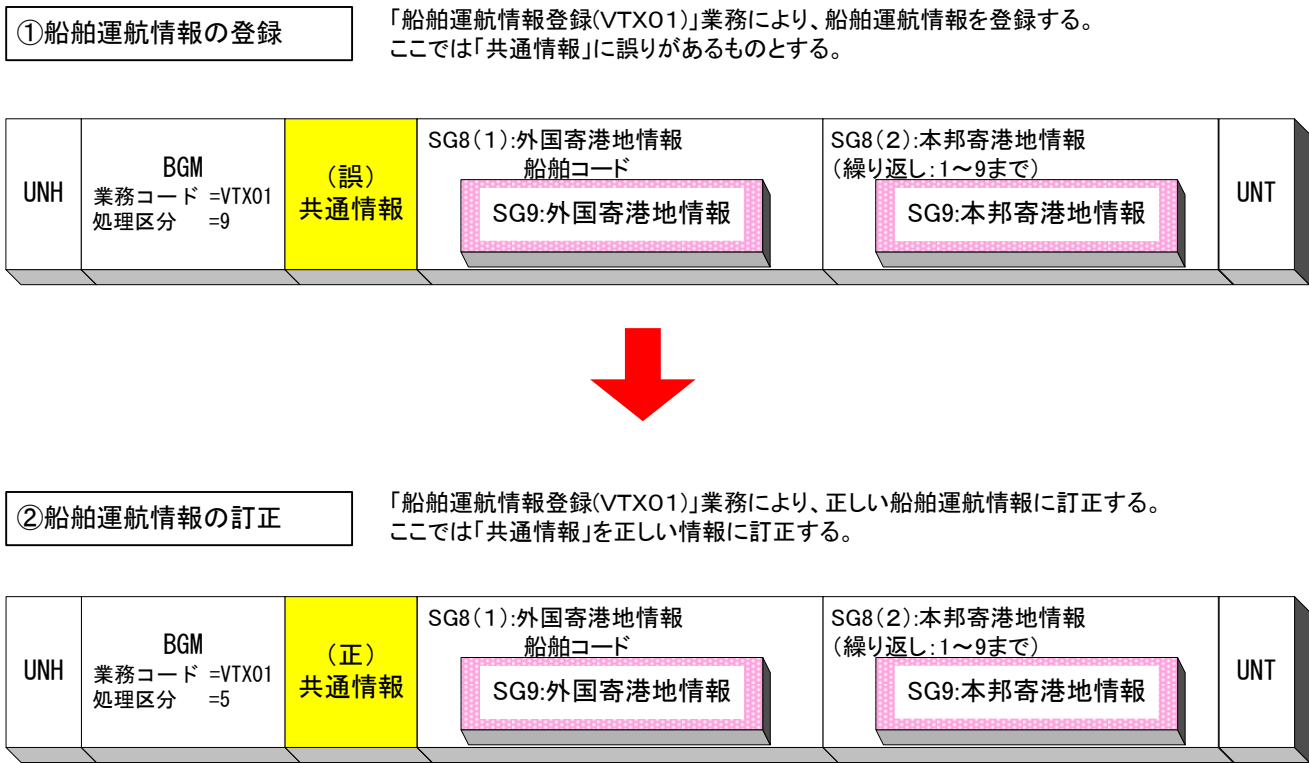


「船舶運航情報登録 (VTX01)」業務の EDIFACT 電文イメージは上記図のようになる。
SG8(1)には外国寄港地情報が、SG8(2)には本邦寄港地情報 (最大 9 情報) が登録される。

船舶運航情報の訂正

「船舶運航情報登録 (VTX01)」業務にて登録した情報を訂正する場合、以下のような手順となる。

ただし、船舶コードの訂正は行えない。(船舶コードの訂正を行いたい場合、もう一度船舶運航情報の再登録を行う必要がある。)



また、「船舶運航情報登録（VTX01）」業務にて登録した情報に対し、更に本邦寄港地情報を追加したい場合、以下の手順で本邦寄港地情報を追加する。（本邦寄港地情報の最大登録数は9回である）

①船舶運航情報の登録

「船舶運航情報登録（VTX01）」業務により、船舶運航情報を登録する。
ここで本邦寄港地情報は、本邦寄港地情報(1)にA港を、本邦寄港地情報(2)にB港を登録する。

UNH	BGM 業務コード =VTX01 処理区分 =9	共通情報	SG8(1):外国寄港地情報 船舶コード SG9:外国寄港地情報	SG8(2):本邦寄港地情報 (繰返し:1~9まで) SG9:本邦寄港地情報	UNT												
<table border="1"> <tr> <td>A港</td><td>SG9(1): 寄港地情報(1)</td><td>SG9(2): 寄港地情報(2)</td><td>SG9(3):陸揚貨物情報 詳細 (繰返し:0~3まで)</td><td>SG9(4):船積貨物情報 詳細 (繰返し:0~3まで)</td><td>情</td></tr> <tr> <td>B港</td><td></td><td></td><td>(繰返し:0~3まで)</td><td>(繰返し:0~3まで)</td><td></td></tr> </table>						A港	SG9(1): 寄港地情報(1)	SG9(2): 寄港地情報(2)	SG9(3):陸揚貨物情報 詳細 (繰返し:0~3まで)	SG9(4):船積貨物情報 詳細 (繰返し:0~3まで)	情	B港			(繰返し:0~3まで)	(繰返し:0~3まで)	
A港	SG9(1): 寄港地情報(1)	SG9(2): 寄港地情報(2)	SG9(3):陸揚貨物情報 詳細 (繰返し:0~3まで)	SG9(4):船積貨物情報 詳細 (繰返し:0~3まで)	情												
B港			(繰返し:0~3まで)	(繰返し:0~3まで)													



②本邦寄港地情報の追加

「船舶運航情報登録（VTX01）」業務により、本邦寄港地情報を追加する。
本邦寄港地情報(3)としてC港を追加する。
※共通情報、外国寄港地情報、A港情報、B港情報は再送信する。

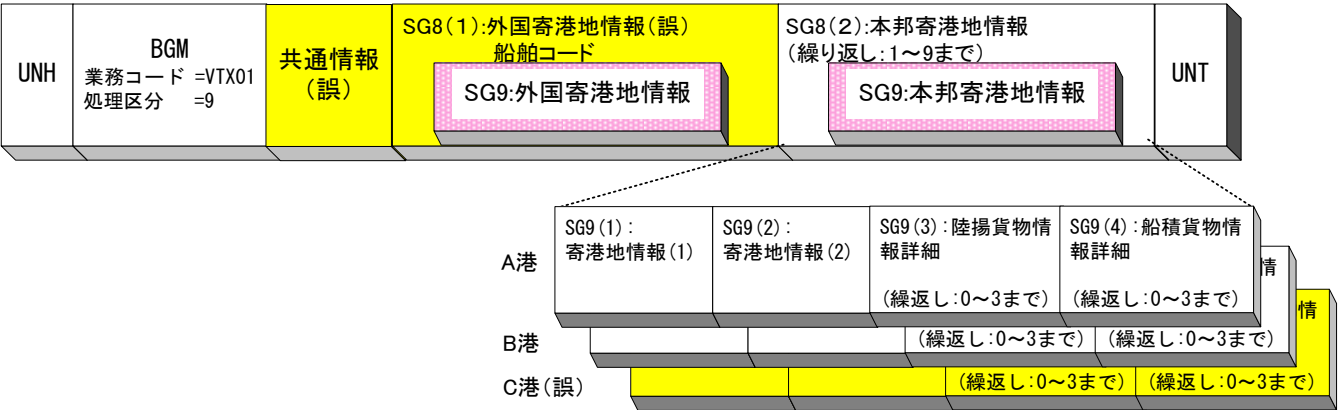
UNH	BGM 業務コード =VTX01 処理区分 =5	共通情報	SG8(1):外国寄港地情報 船舶コード SG9:外国寄港地情報	SG8(2):本邦寄港地情報 (繰返し:1~9まで) SG9:本邦寄港地情報	UNT																		
<table border="1"> <tr> <td>A港</td><td>SG9(1): 寄港地情報(1)</td><td>SG9(2): 寄港地情報(2)</td><td>SG9(3):陸揚貨物情報 詳細 (繰返し:0~3まで)</td><td>SG9(4):船積貨物情報 詳細 (繰返し:0~3まで)</td><td>情</td></tr> <tr> <td>B港</td><td></td><td></td><td>(繰返し:0~3まで)</td><td>(繰返し:0~3まで)</td><td></td></tr> <tr> <td>C港</td><td></td><td></td><td>(繰返し:0~3まで)</td><td>(繰返し:0~3まで)</td><td>情</td></tr> </table>						A港	SG9(1): 寄港地情報(1)	SG9(2): 寄港地情報(2)	SG9(3):陸揚貨物情報 詳細 (繰返し:0~3まで)	SG9(4):船積貨物情報 詳細 (繰返し:0~3まで)	情	B港			(繰返し:0~3まで)	(繰返し:0~3まで)		C港			(繰返し:0~3まで)	(繰返し:0~3まで)	情
A港	SG9(1): 寄港地情報(1)	SG9(2): 寄港地情報(2)	SG9(3):陸揚貨物情報 詳細 (繰返し:0~3まで)	SG9(4):船積貨物情報 詳細 (繰返し:0~3まで)	情																		
B港			(繰返し:0~3まで)	(繰返し:0~3まで)																			
C港			(繰返し:0~3まで)	(繰返し:0~3まで)	情																		

船舶運航情報の訂正（単一港の訂正）

①運航情報制限無しの場合

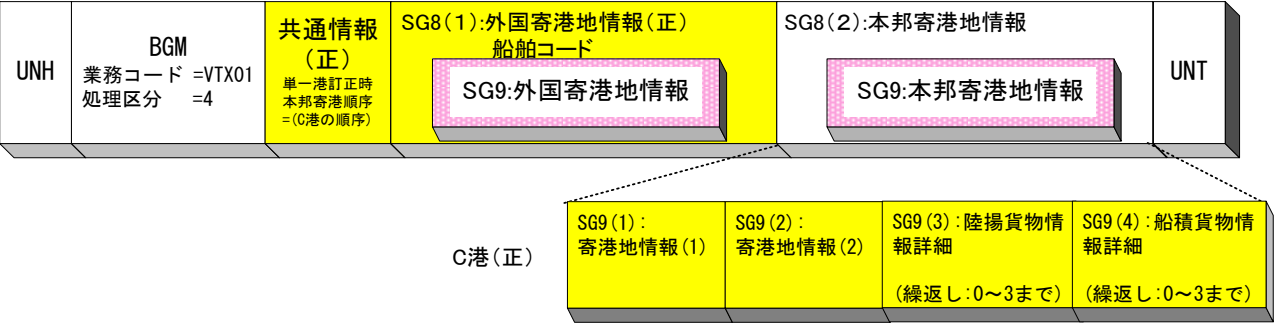
「船舶運航情報登録（V T X 0 1）」業務にて登録した共通情報、外国寄港地情報、本邦寄港地情報（3）のC港を訂正する場合、以下のような手順となる。

（登録時）



（訂正時）

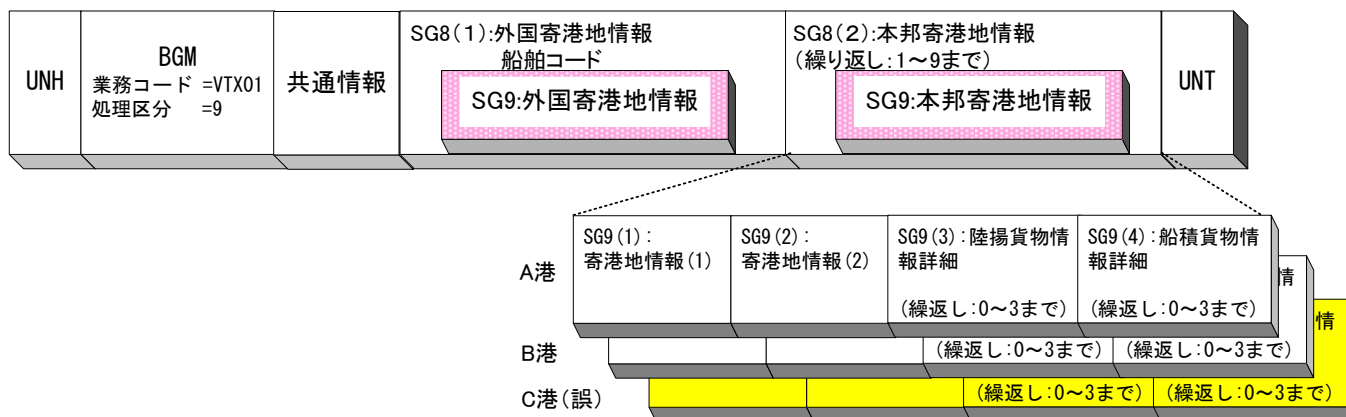
処理区分=4(運航情報制限無し)による単一港の訂正を行うと、共通情報、外国寄港地情報、本邦寄港地情報(どれか1つ)を訂正することができる。



②運航情報制限有りの場合

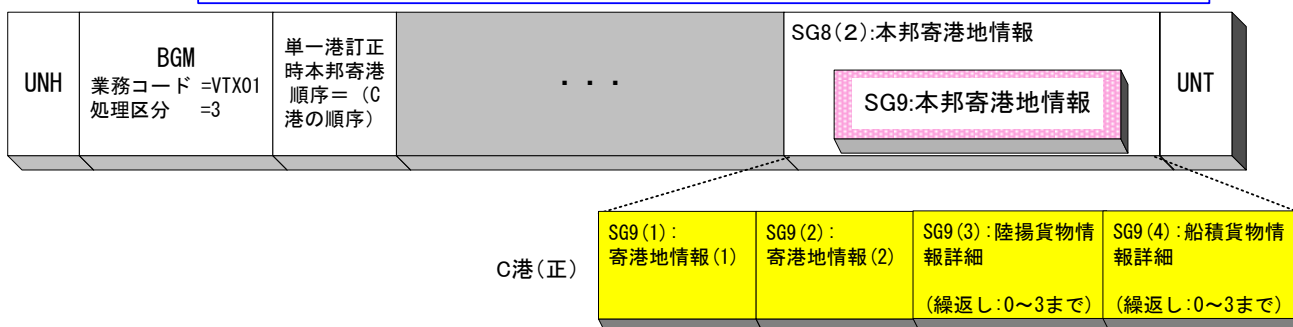
「船舶運航情報登録（VTX01）」業務にて登録した本邦寄港地情報のうち、本邦寄港地情報（3）のC港を訂正する場合、以下のような手順となる。

（登録時）



（訂正時）

処理区分=3(運航情報制限有り)による単一港の訂正を行うと、本邦寄港地情報(どれか1つ)を訂正することができる。(共通情報、外国寄港地情報の訂正は不可)



(付図 14-5-8)

ACL情報の訂正

「ACL情報登録（コンテナ船用）（ACL01）」及び「ACL情報登録（在来船・自動車船用）（ACL02）」にて登録した記号番号情報が訂正された場合、以下のように EDIFACT 側に出
力される。

